

(公印省略)

3 福高第 7 3 2 号
令和 3 年 1 2 月 1 0 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

福津市長 原崎 智仁
(健康福祉部高齢者サービス課)

短期入所生活介護の長期利用について

平素から福津市の介護保険運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、短期入所の連続利用日数が 30 日を超える、または利用日数が要介護認定等の有効期間全体のおおむね半数を超えることが見込まれる場合には、事前に電話等にて相談していただき、利用の可否について市から回答してきたところです。

この度、本市では短期入所の適正利用を図るため、別紙のとおり運用を見直すこととしました。

各事業所におかれましては、引き続き居宅介護支援事業の基本方針に沿った利用者への支援をいただくとともに、各サービスの趣旨に沿った適正な運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 適用開始日 令和 4 年 1 月 1 日
(令和 3 年 1 2 月ケアプラン作成、令和 4 年 1 月利用分より適用)
2. 見直し内容 短期入所生活介護を長期利用することが決定した場合、事前に「短期入所生活介護の長期利用に係る確認書」と長期利用の必要性が記載されたケアプラン 1～4 表を提出するものとする。(詳細は別紙のとおり)
* 令和 4 年 1 月 1 日以前から短期入所生活介護を長期利用している利用者については提出不要。
3. ホームページ掲載場所 トップページ>健康・福祉>介護保険>介護事業所向けの情報>指定居宅介護支援事業所>短期入所生活介護の長期利用について

以上

福津市役所 高齢者サービス課
介護事業所指導係
〒811-3293 福岡県福津市中央 1 丁目 1 番 1 号
TEL : 0940-43-8191
E-mail : koreisha@city.fukutsu.lg.jp

短期入所生活介護の長期利用について

1. 短期入所生活介護の目的及び基本方針

短期入所サービスは、要介護者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもの。

- 短期入所サービスの連続した利用は30日まで。
→連続30日を超える利用日は保険給付の対象外。費用の全額を利用者が負担。
- 短期入所サービスの利用日数は、要介護認定等の有効期間全体のおおむね半数を超えないようにする。
→在宅生活の維持という観点からの目安であり、一律機械的に適用されるものではなく、特に必要がある場合には超過が認められている。

2. 長期利用をする場合

① 担当者会議での検討

短期入所生活介護の長期利用を希望する場合、担当者会議で下記の内容等を検討して必要性を判断する。

- 在宅でのサービス（家族や他のサービスの利用は？）
- 一時的な利用か（介護者の介護困難な理由は？）
- 施設入所を複数申し込んでいるか
- 入所可能な状態か（待機の順番は？）
- 短期入所先の受け入れは可能か

② 書類の提出

ケアマネジャーは短期入所生活介護利用開始前に下記の書類を市に提出する。（持参または郵送）

- 短期入所生活介護の長期利用に係る確認書
- ケアプラン（1表、2表、3表）、サービス担当者会議の要点（4表）

3. 長期利用終了後の対応

短期入所生活介護の長期利用が終了した場合は、市へ連絡する。（電話連絡可）